

消防互助年金規約(平成 15 年 2 月 7 日)新旧対照表

別紙 1

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>消防個人年金規約</u>(平成 15 年 2 月 7 日)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規約は、財団法人日本消防協会(以下「協会」という。)寄付行為第 5 条の規定に基づき、協会の会員である消防職団員の老後の生活の安定と福祉の向上に資するための<u>消防個人年金制度</u>(以下「本制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>消防互助年金規約</u>(平成 15 年 2 月 7 日)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規約は、財団法人日本消防協会(以下「協会」という。)寄付行為第 5 条の規定に基づき、協会の会員である消防職団員の老後の生活の安定と福祉の向上に資するための<u>消防互助年金制度</u>(以下「本制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(加入資格)</p> <p>第 2 条 本制度に加入できる者は、協会の会員である消防職団員で年齢が満 15 歳以上満 60 歳未満の者とする。</p> <p>(選択コース区分)</p> <p>第 3 条 加入者は、掛金の払込方法別に、次のいずれか又は両方に加入することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">自由選択コースは、年齢が満 15 歳以上満 60 歳未満の者が加入できる。(所得税法第 76 条第 3 項の要件を満たす制度であり、このコースの加入者が払い込んだ掛金については所得税法第 76 条第 1 項に定める「生命保険料」に該当し、生命保険料控除の対象となる。)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(加入日)</p> <p>第4条 加入日は、毎年1月1日及び7月1日の年2回とする。</p> <p>(加入口数の増口及び減口)</p> <p>第5条 加入者は、掛金口数を増口することができる。また、減口もできるものとする。ただし、減口は次の事由に該当した場合に限るものとし、掛金の払い出しはできないものとする。</p> <p>(1) 災害</p> <p>(2) 疾病、障害</p> <p>(3) 住宅の取得</p> <p>(4) 教育（親族の教育を含む。）</p> <p>(5) 結婚（親族の結婚を含む。）</p> <p>(6) 債務の弁済</p> <p>(7) その他加入者が掛金の拠出に支障ある場合</p> <p>2 増口及び減口の時期は、加入後の1月1日又は7月1日に取り扱えるものとする。</p> | <p>税制適格コースは、年齢が満15歳以上満55歳未満の者が加入できる。（所得税法施行令第211条の要件を満たす制度であり、このコースの加入者が所得税法第76条第4項及び所得税法施行令第212条の要件を満たす場合には、その払い込んだ掛金については、所得税法第76条第2項に定める「個人年金保険料」に該当し、個人年金保険料控除の対象となる。）</p> <p>(加入日)</p> <p>第4条 加入日は、毎年1月1日、4月1日、7月1日および10月1日の年4回とする。</p> <p>(加入口数の増口及び減口)</p> <p>第5条 加入者は、掛金口数を増口することができる。また減口もできるものとする。ただし、減口は次の事由に該当した場合に限るものとし、掛金の払い出しはできないものとする。</p> <p>(1) 災害</p> <p>(2) 疾病、障害</p> <p>(3) 住宅の取得</p> <p>(4) 教育（親族の教育を含む。）</p> <p>(5) 結婚（親族の結婚を含む。）</p> <p>(6) 債務の弁済</p> <p>(7) その他被保険者が掛金の拠出に支障ある場合</p> <p>2 増口および減口の時期は、半年単位で（1月1日加入者にとっては加入後の1月1日及び7月1日、4月1日加入者にとっては</p> |
|---|--|

## 第2章 掛金

(掛金の種類、単位及び口数)

第7条 掛金は、月払、半年払、月払と半年払の併用払及び一時払とし、一口の単位、最低口数及び最高口数は、次表のとおりとする。ただし、一時払は、月払、半年払又は月払と半年払の併用払を行う場合に限り選択できるものとする。

| 種 類 | 一口の単位    | 最低口数               | 最高口数    |
|-----|----------|--------------------|---------|
| 月 払 | 1,000 円  | 10 口(別に定める場合には5 口) | 200 口   |
| 半年払 | 1,000 円  | 10 口               | 1,000 口 |
| 一時払 | 10,000 円 | 10 口               | 1,000 口 |

加入後の4月1日及び10月1日、7月1日加入者にあつては加入後の7月1日及び1月1日、10月1日加入者にあつては加入後の10月1日及び4月1日「以下(加入応当日)という。」取扱えるものとする。

(脱退および脱退の時期)

第6条 次の各号の一に該当したときは、加入者は本制度から脱退する。

- (1) 加入者が脱退を希望したとき。
- (2) 加入者が死亡したとき。
- (3) 第8条第1項に定める掛金の納付を延滞したとき。

2 脱退の時期は、申し出の日または脱退事由の生じた日とする。

## 第2章 掛金

(掛金の単位および口数)

第7条 掛金は、半年払いとし、1口6,000円とする。

2 加入者は、最低口数以上1口単位で、最高口数を限度として加入時に選択するものとする。

3 増口する場合の口数は、加入時口数と増口口数を合算して、最高口数を限度とする。

4 減口する場合の口数は、最低口数を下回ることはできないものとする。

(掛金の納付等)

第8条 掛金は、別に定める納付期日までに、協会に納付する。

2 掛金の払込は、年金開始年齢に達する日までとする。

3 自由選択コ スの加入者は、前条第4項の規定にかかわらず、全口減口により掛金の払込を中止することができる。

ただし、次の事由に該当した場合に限るものとする。

(1) 災害

(2) 疾病、障害

(3) 住宅の取得

(4) 教育(親族の教育を含む。)

(5) 結婚(親族の結婚を含む。)

(6) 債務の弁済

(7) その他加入者が掛金の拠出に支障ある場合

4 税制適格コ スの加入者は、全口減口により掛金の払込を中止することはできないものとする。

2 加入者は、5口を最低加入口数とし、最低加入口数以上1口単位で、最大50口を限度として加入時に選択するものとする。

3 増口する場合の口数は、加入時口数と増口口数を合算して、50口を限度とする。

4 減口する場合の口数は、最低口数を5口以上維持するものとする。

(掛金の納付等)

第8条 掛金は、別に定める納付期日までに、協会に納付する。

2 掛金の払込は、年金開始年齢に達する日までとする。

3 自由選択コ スの加入者は、前条第4項の規定にかかわらず、全口減口により掛金の払込を中止することができる。

ただし、次の事由に該当した場合に限るものとする。

(1) 災害

(2) 疾病、障害

(3) 住宅の取得

(4) 教育(親族の教育を含む)

(5) 結婚(親族の結婚を含む)

(6) 債務の弁済

(7) その他被保険者が掛金の拠出に支障ある場合

4 税制適格コ スの加入者は、全口減口により掛金の払込を中止することはできないものとする。

(効力の発生)

第9条 加入による効力の発生は、第4条に定める加入日(第5条

### 第3章 給付

に定める増口を行う場合は同条に定める日)から発生する。

(効力の消滅)

第10条 加入による効力は、第6条第2項に定める日の翌日から消滅する。

### 第3章 給付

(給付の種類)

第11条 本制度の給付は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本年金
- (2) 中途脱退年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(年金)

第12条 加入者は年金開始年齢に達した日の属する月の末日に、基本年金の受給権を取得する。

また、年金開始日は年金受給権を取得した日の翌月1日とする。

- 2 年金開始年齢は満65歳とする。
- 3 年金の受給権を取得した加入者は、受給権取得時に次の年金の中から一つを選択するものとする。
  - (1) 10年確定年金(年金開始後10年間、年金受給者の生死にかかわらず支給される。3%逡増型、定額型、5年前厚型)
  - (2) 10年保証終身年金(年金開始後10年間、年金受給者の生死にかかわらず支給され、その後は年金受給者が生存している限

|  |   |
|--|---|
|  | <p>り支給される。3%逓増型、定額型)</p> <p>4 保証期間内に年金受給者が死亡した場合は、その遺族に残余の期間中年金を支払うものとする。</p> <p>5 加入者は、年金受給権の取得を1年単位で最長10年まで繰り延べることができる。</p> <p>ただし、繰り延べ期間の変更はできないものとする。なお、税制適格コースと自由選択コースの両方に加入している場合は、両コースとも同一の繰り延べ期間とし、年金開始時期は同一とする。</p> <p>6 自由選択コースでは、年金月額が1万円に満たない年金は選択できないものとする。すべての年金が選択できない場合は年金に代える一時金の支払いとする。</p> <p>(年金月額)</p> <p>第13条 年金月額は、年金開始日における積立金を年金の種類に応じた年金現価率で除した額と年金開始後の配当金に基づいて計算された額の合計額とする。</p> <p>(年金に代える一時金)</p> <p>第14条 年金の受給権を取得した加入者が年金開始時に年金に代えて一時金を受け取ることを希望する場合は、年金開始時における積立金を支払う。</p> <p>自由選択コースにあっては加入者は一部を一時金で受け取り、残りを年金で受け取ることもできる。</p> <p>ただし、年金月額が1万円未満となるときは、年金の支払いに</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>代えて一時金で支払う。</p> <p>2 年金受給中に、保証期間に対する年金の支払いに代え、一時金の支払いを希望する場合は、10年確定年金にあつては、保証期間の残余期間に応ずる年金現価相当額を、10年保証終身年金にあつては支払い残余保証期間に対応する年金現価相当額を一時金として支払う。</p> <p>3 10年保証終身年金を選択し、前項の規定により一時金を受給した者が保証期間経過後生存している場合には終身年金を支払う。</p> <p>4 第2項の規定は、第12条第4項の遺族についてもこれを準用する。</p> <p>(遺族一時金)</p> <p>第15条 加入者が年金受給権取得前に死亡により脱退したときは、遺族一時金を支払う。</p> <p>遺族一時金の額は加入者死亡時の積立金に掛金一回分相当額を加算した金額とする。ただし、払込全部中止中および年金受給権繰り延べ中の死亡の場合の遺族一時金の額は加入者死亡時の積立金相当額とする。</p> <p>(脱退一時金)</p> <p>第16条 加入者が年金受給権取得前(繰り延べ期間中も含む。)に死亡以外の事由により脱退したときには脱退一時金として脱退時の積立金を支払う。</p> <p>(中途脱退年金)</p> <p>第17条 加入者は、自由選択コースにおいては加入5年以上かつ満</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>(給付の時期)</p> <p>第 19 条 給付の時期は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 年金は、<u>毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月に当月分までの 3 箇月分をそれぞれ支給する。</u>なお、第 1 回支払い額は年金開始日以降最初に到来する年金支払い月までの分とする。</p> <p>(2) 遺族一時金、脱退一時金は請求により、速やかに支給する。</p> | <p>40 歳以上で脱退したとき、税制適格コ スにおいては加入 10 年以上かつ満 40 歳以上で脱退したときに、中途脱退年金の受給権を取得する。</p> <p>2 中途脱退年金の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 10 年確定年金 (3%逓増型、定額型、5 年前厚型)</p> <p>(2) 10 年保証終身年金 (3%逓増型、定額型)</p> <p>3 税制適格コ スの加入者で満 60 歳未満の場合は 10 年保証終身年金しか選択できないものとする。</p> <p>10 年確定年金を選択する場合は、満 60 歳まで年金受給権の取得を繰り延べるものとする。</p> <p>(中途脱退年金に代える一時金)</p> <p>第 18 条 中途脱退年金の受給権を取得した加入者が、年金の支払いに代え一時金の支払いを希望する場合は、保証期間の残余期間に応じた年金現価相当額を一時金として支払う。</p> <p>(給付の時期)</p> <p>第 19 条 給付の時期は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 年金は、<u>1 月 1 日及び 7 月 1 日を加入日とする加入者にとっては毎年 6 月及び 12 月に、また、4 月 1 日及び 10 月 1 日を加入日とする加入者にとっては、毎年 9 月及び 3 月に当月分までの 6 箇月分をそれぞれ支給する。</u>なお、第 1 回支払い額は年金開始日以降最初に到来する年金支払い月までの分とする。</p> <p>(2) 遺族一時金、脱退一時金は請求により、速やかに支給する。</p> <p>(給付金の請求および決定)</p> |
|---|---|

(一部払い出しの取り扱い)

第21条 自由選択コースの加入者で、次の事由に該当した場合、解約することなく20万円以上を1万円単位で現金を引出すことができる。

- (1) 災害
- (2) 疾病、障害
- (3) 住宅の取得
- (4) 教育(親族の教育を含む。)
- (5) 結婚(親族の結婚を含む。)
- (6) 債務の弁済

2 一部引出しの時期は、1月又7月に取扱えるものとする。

#### 第4章 制度の管理運営

(制度の運営)

第22条 本制度に関する次の事項については、協会の福祉共済事業等運営委員会の議を経る。

第20条 給付金受取人は、給付金支給事由が生じたときは、書面をもって協会に請求するものとする。

2 前項により年金の請求があったときは、前条第1号に定める年金の支給を開始する年金証書を交付する。

(一部払い出しの取り扱い)

第21条 自由選択コースの加入者で、次の事由に該当した場合、解約することなく20万円以上を1万円単位で現金を引出すことができる。

- (1) 災害
- (2) 疾病、障害
- (3) 住宅の取得
- (4) 教育(親族の教育を含む)
- (5) 結婚(親族の結婚を含む)
- (6) 債務の弁済

2 一部引出しの時期は半年単位で(1月1日加入者にあつては加入後の1月及び7月、4月1日加入者にあつては加入後の4月及び10月、7月1日加入者にあつては7月及び1月、10月1日加入者にあつては加入後の10月及び4月)取扱えるものとする。

#### 第4章 制度の管理運営

(制度の運営)

第22条 本制度に関する次の事項については、協会の福祉委員会の議を経る。

|  |  |
|--|--|
| <p>(1) 規約の変更<br/> (2) 毎事業年度の事業計画及び予算<br/> (3) 毎事業年度の事業報告、財務諸表及び決算報告書<br/> (4) その他の重要事項<br/> （拠出型企業年金保険契約）</p> <p>第 23 条 協会は、<u>本制度</u>を運営するため、<u>協会の会長</u>が定める生命保険会社との間で、<u>本制度</u>の加入者を被保険者とする拠出型企業年金保険契約を締結し、掛金として振込まれた金額から次条に定める金額を控除した残額をその保険料に充当する。</p> <p>（制度運営費）</p> <p>第 24 条 制度運営の費用として、掛金（<u>第 7 条第 1 項に定める一時払の掛金を除く。</u>）のうち 1%を充当する。</p> | <p>(1) 規約の変更<br/> (2) 毎事業年度の事業計画および予算<br/> (3) 毎事業年度の事業報告、財務諸表および決算報告書<br/> (4) その他の重要事項<br/> （拠出型企業年金保険契約）</p> <p>第 23 条 協会は、<u>消防互助年金制度</u>を運営するため、会長が定める生命保険会社との間で、<u>消防互助年金制度</u>の加入者を被保険者とする拠出型企業年金保険契約を締結し、掛金として振込まれた金額から次条に定める金額を控除した残額をその保険料に充当する。</p> <p>（制度運営費）</p> <p>第 24 条 制度運営の費用として、掛金のうち 1%を充当する。</p> <p>（経理区分および事業年度）</p> <p>第 25 条 本制度の経理は、協会の他の事業の経理と区分し、その収支を明確にする。</p> <p>2 本制度の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>（積立金の運用）</p> <p>第 26 条 積立金は、委託生命保険会社が保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た予定利率に基づき運用し、毎年度決算時に、当該年度の運用実績が予定利率を上回った場合は、その上回った部分を配当金として積立金に加算す</p> |
|--|--|

第5章 雑則

るものとする。

(年金財産処分時の加入者配分)

第27条 この制度が廃止された場合における年金財産(廃止のときにおける財産から債務を完済した後における残余財産をいう。)は、各加入者の責任準備金に比例して各加入者に配分するものとする。ただし、すでに年金の支給を開始した加入者に対する財産は、これを配分することなく当該加入者に年金現価相当額を一時金で支給するものとする。

第5章 雑則

(届出義務)

第28条 加入者は、次の各号に定める事項について変更を生じた場合は、書面をもって協会に届出るものとする。

- (1) 住所、氏名および印鑑
- (2) 掛金および給付金の指定金融機関並びに預金口座
- (3) その他必要と認められる事項

2 加入者または年金受給者が死亡したときは、その遺族は遅滞なく書面をもって協会に届出るものとする。

(遺族の範囲および順位)

第29条 遺族の範囲および順位は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者(本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。)
- (2) 子

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(3) 父母（本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。）</p> <p>(4) 孫</p> <p>(5) 祖父母</p> <p>(6) 兄弟姉妹</p> <p>2 年金を受給している遺族が死亡したときは、前項に定める次の順位の者に繰り下げて支給する。</p> <p>3 第1項において同順位者が二人以上あるときは、年長者を先順位とする。</p> <p>（加入者証の交付）</p> <p>第30条 協会が本制度の加入を承諾したときは、加入者証を交付する。</p> <p>2 協会が加入口数の増口を承諾したときは、その増口分の加入者証を交付する。</p> <p>（消滅時効）</p> <p>第31条 本制度の年金または一時金の給付を受ける権利は、その支給事由が発生した日から3年間請求がない時は、時効により消滅する。</p> <p>（譲渡担保の禁止）</p> <p>第32条 本制度の年金または一時金の給付を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することはできない。</p> <p>（事務の取扱い）</p> <p>第33条 この規約に基づく事務の取扱いについては、別に定める事</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">( 施行日 )</p> <p>1 <u>改正後の規約は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する(以下「施行日」という。)</u></p> <p style="text-align: center;">( 経過措置 )</p> <p>2 <u>施行日の前日において本制度に加入している者(以下「既加入者」という。)</u>については、<u>改正後の第 19 条第 1 号の規定にかかわらず、改正前の同条同号の規定によることができるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、既加入者に対する経過措置の実施のための手続き、その他必要な事項は、第 33 条に規定する事務取扱要領の定めるところによる。</u></p> | <p>務取扱要領による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">( 施行期日 )</p> <p>1 この規約は、平成 15 年 2 月 7 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">( 経過規定 )</p> <p>2 この規約の施行の前日からの加入者(以下「既加入者」という。)で、その加入日が 4 月 1 日及び 10 月 1 日であるものについては平成 15 年 4 月 1 日から、1 月 1 日及び 7 月 1 日であるものについては同年 7 月 1 日からこの規約を適用する。</p> <p style="text-align: center;">( 経過措置 )</p> <p>3 既加入者で、第 2 項に定めるこの規約の適用の日(以下「適用日」という。)の前日までに給付事由が生じた者の年金、年金に代える一時金、死亡一時金、解約一時金、特別年金及び特別年金に代える一時金については、なお従前の例による。</p> <p>4 既加入者の年金開始年齢は、本則第 12 条第 2 項の定めにかかわらず、なお従前の例による。ただし、本則第 12 条第 5 項を希望する場合はその取扱に従う。</p> <p>5 この規約の施行に伴い、既加入者は、適用日において、本則第 3 条第 1 項に定める自由選択コースに移行するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合において、従前の規約による積立金は、別に定めるところにより、本制度の趣旨にのっとり、適正かつ公平に、移行後の本規約による積立金に引継がれるものとする。</p> <p>6 既加入者で、本則第 3 条第 2 項に定める税制適格コースの加入</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>を希望する者（年齢が満 15 歳以上満 55 歳未満の者に限る）は、適用日以降の半年単位の加入応当日から加入することができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、既加入者に対する経過規定の実施のための手続き、その他必要な事項は、本則第 33 条の事務取扱要領の定めるところによる。</p> |
|--|--|